

ベキ遭族ニシテ戰傷病者戦没者遺族等援護法三
依ル遺族年金ヲ受ケタルモノアルトキハ前四項
ノ規定ニ依ル書類ノ外其ノ遭族年金ヲ受ケタル
コトヲ明瞭ニシ得ル申立書（加給ノ原因タルベキ遭
族ノ作成シタルモノ）ヲ添附スベシ
第十一条ノ三 法律第百五十五号附則ノ規定ニ依リ
恩給法第七十五条第一項第一号ニ規定スル扶助料
ヲ受クルノ権利ヲ取得シタル者ニシテ当該扶助
料ノ裁定ヲ経タルモノ法律第百五十五号附則
ノ規定ニ依リ恩給法第七十五条第一項第二号ニ
規定スル扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ
第六条乃至前条ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書
ニ扶助料証書ヲ添附スベシ
第十一条ノ四 昭和二十八年八月一日以後一時恩給
(恩給法第十一条ノ二第一項ノ規定ニ依リ請求ス
ルコトヲ得ル場合ニ限ルモノトシ以下本条ニ於
テ同ジ)若ハ一時扶助料(恩給法第十一条ノ二第
一項ノ規定ニ依リ請求スルコトヲ得ル場合ヲ含
ムモノトシ以下本条ニ於テ同ジ)ヲ受クルノ権
利ヲ取得シタル者ガ法律第百五十五号附則第十一
条、第十七条、第二十四条の四乃至第二十四条
の十三若ハ第二十九条ノ規定ニ依ル扶助料ヲ請
求セントスル場合又ハ一時恩給(法律第百五十
五号附則第四十一条ニ規定スル日本医療團ノ
職員、同法附則第四十二条の二ニ規定スル日本
赤十字社ノ救護員、同法附則第四十三条の二ニ規
定スル旧国際電気通信株式会社ノ社員、同法
附則第四十二条ニ規定スル外國政府職員、同法
附則第四十三条ニ規定スル外國特殊法人職員又
ハ同法附則第四十三条の二ニ規定スル外国特殊
機関職員ト為ル前ノ公務員トシテノ在職年ニ基
クモノヲ除クモノトシ以下本条ニ於テ同ジ)若
ハ一時扶助料ヲ受クルノ権利ヲ取得シタル者ガ
法律第百五十五号附則第四十一条乃至第四十二
条若ハ第四十二条の三乃至第四十四条の三若ハ
法律第三十九号附則第十五条ノ規定ニ依ル扶助
料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第六条乃至第
十条ノ二ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ左ノ
書類ヲ添附スベシ
一 当該一時恩給又ハ一時扶助料ノ請求ヲ為サ
ザリシ者ニ在リテハ将来当該一時恩給又ハ一
時扶助料ノ請求ヲ為サザルコトヲ明瞭ニシ得
ル申立書
二 当該一時恩給又ハ一時扶助料ノ裁定ヲ経タ
ル者ニ在リテハ其ノ裁定ヲ経タルコトヲ明瞭ニシ得
ル申立書

第一時恩給又ハ一時扶助料ヲ返還スルヤ否ヤヲ
明瞭ニシ得ル申立書

第十一条ノ五 法律第百五十五号附則第二十四条の三ノ規定ノ適用ニ依リ又ハ法律第百五十五号附則第二十九条の二ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クルノ権利ヲ取得シタル者ガ當該扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第六条乃至前条ノ規定ニ依ル外扶助料請求書ニ公務員ガ在職中ノ職務ニ関連シテ拘禁セラレタルコト並ニ当該拘禁ノ期間及場所ヲ明瞭ニシ得ル法務大臣又ハ厚生労働大臣ノ証明書ヲ添附スベシ

第十一条ノ六 法律第百五十五号附則第二十四条の三ノ規定ノ適用ニ依リ又ハ法律第百五十五号附則第二十四条の四ノ規定ニ依リ扶助料ノ改定ヲ請求セントスル者ハ扶助料改定請求書ニ左ノ書類ヲ添付シ公務員ノ本属庁ヲ経テ裁定序ニ之ヲ差出スベシ

一 公務員ノ在職中ノ履歴書

二 扶助料証書

三 法律第百五十五号附則第二十四条の三ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クルノ権利ヲ取得シタル者ニ在リテハ公務員ガ在職中ノ職務ニ関連シテ拘禁セラレタルコト並ニ当該拘禁ノ期間及場所ヲ明瞭ニシ得ル法務大臣又ハ厚生労働大臣ノ証明書

第十一条ノ七 法律第百五十五号附則第三十条の規定ニ依ル扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第六条乃至第十条ノ規定ニ依ル外扶助料請求書ニ當該未帰還公務員ノ死亡ガ判明シタル年月日ヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添附スベシ

前項ノ場合ニ於テ法律第百五十五号附則第三十条第二項但書及第三項ノ規定ニ依ル普通恩給ノ給与ヲ受ケタル者アルトキハ前項ニ規定スル書類ノ外普通恩給証書ヲ添附スベシ

第一項ノ場合ニ於テ當該未帰還公務員ニ閑シ当該扶助料ノ支給ガ始メラルル月ヨリ当該未帰還公務員ノ死亡ガ判明シタル日ノ属スル月迄ノ分トシテ未帰還者留守家族等援護法ニ依ル留守家族手当若ハ特別手当ノ支給ヲ受ケタル者又ハ当該未帰還公務員ノ死亡ニ付同法附則第四十六条ノ規定ニ依ル手当ノ支給ヲ受ケタル者アルトキハ第一項ニ規定スル書類ノ外当該手当ノ支給部分ヲ除クノ規定ニ依ル扶助料ヲ請求セントスル本属庁ノ証明書ヲ添附スベシ

第十一条ノ八 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百号)以下法律第二百号ト称ス
附則第四項(扶助料ノ年額ノ改定ニ関スル部分ヲ除ク)ノ規定ニ依ル扶助料ヲ請求セントス

スル場合ニ於テハ第六条、第八条及第十条ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添附スベシ
一 請求者ガ公務員ノ死亡ニ付戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号以下本号ニ於テ法律第一百八十一号ト称ス)附則第二十項ノ規定ニ依ル遺族年金(以下本条ニ於テ遺族年金ト称ス)ヲ受ケタルトキハ其ノ遺族年金ノ裁定ニ関スル厚生労働大臣ノ証明書、請求者ガ公務員ノ死亡ニ付遺族年金ヲ受ケタルコトナク法律第八十一号附則第二十項ノ規定ニ依ル弔慰金(以下本号ニ於テ弔慰金ト称ス)ヲ受ケタルトキハ其ノ弔慰金ノ裁定ニ関スル厚生労働大臣ノ証明書、請求者ガ公務員ノ死亡ニ付遺族年金又ハ弔慰金ヲ受ケタルコトナク請求者以外ノ者ガ当該公務員ノ死亡ニ付遺族年金ヲ受ケタルトキハ其ノ者ガ受ケタル遺族年金ノ裁定ニ関スル厚生労働大臣ノ証明書、公務員ノ死亡ニ付遺族年金ヲ受ケタル者ナク請求者以外ノ者ガ当該公務員ノ死亡ニ付遺族年金ヲ受ケタルトキハ其ノ者ガ受ケタル弔慰金ノ裁定ニ關スル厚生労働大臣ノ証明書
二 公務員ガ退職後死亡迄ノ間ニ於テ恩給法三規定スル普通恩給ヲ受クルノ権利ヲ失フベキ事由ニ該当セザリシコト及請求者ガ公務員貞死後法律第二百号施行迄ノ間ニ於テ恩給法三規定スル扶助料ヲ受クルノ権利又ハ資格ヲ失フベキ事由ニ該当セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書
三 法律第二百号附則第六項ノ規定ニ依リ免除スベキ遺族年金ノ給与額ニ関スル厚生労働大臣ノ証明書
第十条ノ九 扶助料ヲ受クル者二人以上アル場合ニ於テ其ノ中ノ一部ノ者ガ失権シタルトキハ扶助料証書換請求書ニ扶助料証書及其ノ者ガ扶助料ヲ受クルノ権利ヲ失ヒタルコトヲ証スル書類ヲ添附シ裁定序ニ之ヲ差出スベシ
前項ノ場合ニ於テ恩給法第七十三条ノ二ノ規定ニ依ル總代者タル扶助料権者ガ失権シ仍扶助料ヲ受クル者二人以上アルトキハ前項ノ規定ニ依ルノ外扶助料証書換請求書ニ此等扶助料ヲ受クル者全員連署ノ總代者選任届書ヲ添附スベシ

ル公務員ノ死亡ガ昭和三十三年五月一日以後判明シタル場合ニ給セラルベキ扶助料ヲ請求セんトスル場合ニ於テハ第六条乃至第十条ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ當該公務員ノ死亡ガ判明シタル年月日ヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添付スベシ
前項ノ場合ニ於テ該公務員ニ関シ昭和二十二年七月分以降（法律第百五十五号附則第十三条第一項ニ規定スル旧軍人、旧準軍人及旧軍屬ニ関シテハ昭和二十八年四月分以降）当該公務員ノ死亡ガ判明シタルノ日属スル月迄ノ分トシテ旧復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二条号）、旧官吏俸給令（昭和二十一年勅令第百九十二号）、旧政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）若ハ一般職の職員の給与に關する法律（昭和二十五年法律第九十五号）ニ依ル俸給及扶養手当（他ノ法令ニ依ル之ニ相当スル給与ヲ含ム）、未帰還者留守家族等援護法ニ依ル留守家族手当若ハ特別手当又ハ同法附則第四十六項ノ規定ニ依ル手当ノ支給ヲ受ケタル者アルトキハ第一項ニ規定スル書類ノ外當該手当ノ支給ニ關スル本属庁ノ証明書ヲ添付スベシ

第三十四条 年金タル恩給ヲ受クル者其ノ本籍又ハ現住所ヲ変更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁定序ニ届出ツヘシ

第三十四条ノ二 恩給法第九条ノ二ノ規定ニ依ル恩給受給権存否ノ調査ハ左ノ事項ニ付之ヲ行フ
一 遺族タル夫又ハ成年ノ子ガ重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキコト又ハ公務員ノ死亡ノ当时ヨリ重度障害ノ状態ニ在ルコトニ因リ扶助料又ハ傷病者遺族特別年金ヲ給セラルトキハ其ノ者ニ付テハ此等ノ事情ノ継続ノ有無

二 恩給法第六十五条第二項若ハ第七十五条第一項又ハ恩給法等の一部を改正する法律(昭和四六年法律第八十一号以下法律第八十一号ト称ス)附則第十三条第三項ノ規定ニ依リ加給ヲ受クル受給者ニ付テハ加給ノ原因タル者ガ重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ナルトキハ其ノ事情ノ継続ノ有無

三 法律第五十一号附則第十四条第一項ノ規定ニ依ル加算ヲ含ム扶助料ヲ受クル受給者法律第五十一号附則第十四条の二第一項ニ規定スル老齢、退職又ハ障害ヲ支給事由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以て定ムモノノ受給ノ有無

四 法律第五十一号附則第十四条第一項第一号又ハ第二号ノ規定ニ依リ加算ヲ受クル受給者ニ付テハ加算ノ原因タル子ガ重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ナルトキハ其ノ加算ノ原因タル事情ノ継続ノ有無

五 国外ニ居住スル受給者ニ付テハ其ノ生存ノ事実ノ有無

六 恩給法第六十五条第二項若ハ第七十五条第二項、法律第一百五十五号附則第三条ノ規定ニ依リ例ニ依ルモノトセラレタル同法ニ依ル改正前ノ恩給法第六十五条ノ二第三項、法律第一百五十五号附則第十二条の三若ハ法律第八十一号附則第十三条第三項ノ規定ニ依リ加給ヲ受クル受給者又ハ法律第五十一号附則第十四条第一項第一号若ハ第二号ノ規定ニ依リ加算ヲ受クル受給者ニ付テハ加給又ハ加算ノ原因タル者ガ国外ニ居住スルトキハ其ノ生存ノ事実ノ有無

七 前各号ニ掲グルモノノ外裁定序ガ必要ト認ムルトキハ受給者ノ身分関係ノ変動其ノ他恩給受給権ヲ消滅セラルベキ原因タル事実等ノ有無

第三十四条ノ三 前条ノ調査ノ対象者タル受給者ハ恩給受給権存否ノ調査ニ関スル申立書ニ左ノ區別ニ依ル書類ヲ添附シテ裁定庁ニ差出スベシ
一 前条第一号、第二号又ハ第四号ノ事実ヲ証スル為ニハ重度障害ノ状態ニ在ルコトニ付テハ之ヲ証スル市町村長又ハ之ニ付テハ之ヲ証スル申立書ニ記載シ之ニ代フルコトヲ妨げズ

二 前条第三号ノ事実ヲ証スル為ニハ第十条ノ前項第三号ノ申立書（恩給受給権存否ノ調査ニ関スル申立書ニ記載シ之ニ代フルコトヲ妨げズ）
十三第一項第三号ノ申立書（恩給受給権存否ノ調査ニ関スル申立書ニ記載シ之ニ代フルコトヲ妨げズ）
四 前条第七号ノ事実ヲ証スル為ニハ裁定庁ガ前項ニ規定スル書類ハ事実ガ裁定庁ニ顯著ナル場合又ハ公ノ証明アル場合ニ於テ裁定庁ガ明カニ之ヲ承認シタルトキハ其ノ承認ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第三十四条ノ四 前条第一項ニ規定スル書類ハ裁定庁ノ定ムル期ニ差出スモノトス

第三十四条ノ五 裁定庁ハ第三十四条ノ三第一項ニ規定スル書類ヲ差出サザル場合ニ於テ受給権ノ存否ニ付疑アルトキハ之ヲ差出スベキ月ノ次ノ支給期以後ノ恩給ニ付テハ當該書類ヲ差出しタル後ニ於テ支給ヲ為ス如ク措置スベシ

第三十四条ノ六 第三十四条ノ三第一項ノ規定ニ依リ差出ス書類ハ之ヲ差出スベキ月又ハ其ノ前三月以内ノ何レカノ月現在ニ於ケル事項ヲ明瞭ニシ得ルモノタルコトヲ要ス

第五章 恩給証書ノ返還及再交付

第三十五条 年金タル恩給ヲ受クル者死亡シ又ハ恩給ヲ受クルノ権利ヲ失ヒタル場合ニ於テ恩給ヲ受クヘキ順位ナキトキハ恩給証書ヲ占有スル者ハ速ニ裁定庁ニ之ヲ返還スヘシ

前項ノ場合ニ於テ亡失其ノ他ノ事由ニ因リ恩給証書ヲ返還シ得サルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁定

序ニ届出ツヘシ

第三十六条 恩給証書又ハ裁定通知書ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ証拠書類ヲ添へ裁定庁ニ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

第三十七条 恩給証書又ハ裁定通知書ノ再交付アリタルトキハ從前ノ恩給証書又ハ裁定通知書ハ其ノ効力ヲ失フ

第三十八条 年金タル恩給ヲ受クル者其ノ氏名ヲ
変更シタルトキハ恩給証書及戸籍抄本ヲ添へ其
ノ旨ヲ裁定庁ニ届出シヘシ
前項ノ場合ニ於テ裁定庁ハ恩給証書ニ改氏名
ノ事実ヲ記載シタル上之ヲ権利者ニ返付スヘシ
第三十九条 恩給ヲ受クルノ権利ニ闕スル处分又
ハ其ノ不作為ニ付テノ審査請求ハ文書又ハ口頭
ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得
第四十条 恩給法第十五条ノ審議会等ニシテ政令
ヲ以テ定ムルモノハ恩給審査会トス
附 則

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
附 則（昭和八年九月一一日勅令第二三
七号）

本令ハ昭和八年十月一日以後刑ニ處セラレタ
ル場合ニ付之ヲ適用ス

附 則（昭和一二年七月二一日勅令第三
六〇号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一五年一月一四日勅令第
七六五号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一七年五月一日勅令第四七
二号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一八年三月三一日勅令第三
一三号）抄

第一条 本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施
行ス

附 則（昭和一三年一二月一日政令第三
五九号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一八年三月三一日勅令第三
一三号）

この政令は、公布の日から施行する。但し、
この政令附則第三項の規定は、昭和二十三年七
月一日から適用する。

二 恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七
号）は、廃止する。

三 恩給法臨時特例施行令（昭和二十一年勅令第
五百二十四号）は、廃止する。

附 則（昭和二五年一月三日政令第一三二号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年六月一日政令第一七三号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年九月二九日政令第三〇五号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年六月三〇日政令第一八二号）
この政令は、昭和三十年十月一日から施行する。

附 則（昭和三〇年九月一日政令第二一九号）
この政令は、昭和三十年十月一日から施行する。

附 則（昭和三一年六月二〇日政令第一五〇号）
この政令は、公布の日から施行する。

2 1 この政令は、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則の規定により旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族として恩給を受ける者にあつては、恩給給与規則第三十四条ノ四第二号の規定にかかわらず、昭和三十年に限り、同令第三十四条ノ三第一項の書類を差し出すことを要しない。

3 改正後の第三十四条ノ三第一項に規定する書類を改正後の第三十四条ノ四第二号の規定により昭和三十二年九月に差し出すこととなる受給者のうち総理府令で定める者については、同年に限り、同条同号の規定にかかわらず、昭和三十三年六月に差し出すものとする。

る。ただし、改正前のこれらの命令の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この政令の施行前に支給府が年金たる恩給を受ける権利が消滅し又は停止されるべき事由があることを知つたときは、改正前の恩給給与規則第二十九条又は国会議員互助年金法施行令第二十四条の規定は、この政令の施行後においても、なおその効力を有する。ただし、改正後の恩給給与規則第二十六条ノ三又は国会議員互助年金法施行令第二十条の二の規定により裁判所の通知があつたときは、この限りでない。

4 改正前の恩給給与規則又は国会議員互助年金法施行令の規定により支給府又は関係府を経由してされた通知又は届出は、改正後のこれらの命令の規定によりされた通知又は届出とみなす。

附 則 (平成七年六月七日政令第三〇号) **抄**

1 この政令は、平成七年七月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一八日政令第三五号) **抄**

(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一五年一二月三日政令第四七号) **抄**

(施行期日)

1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月一五日政令第三八五号) **抄**

(施行期日)

1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三〇日政令第八一号) **抄**

(施行期日)

1 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月三日政令第四二号) **抄**

(施行期日)

1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月三日政令第四二号) **抄**

(施行期日)

1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月一四日政令第三六一号) **抄**

(施行期日)

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月一四日政令第三六二号) **抄**

(施行期日)

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) **抄**

(施行期日)

1 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

第八条 施行日前に行われた第五条の規定による改正前の恩給給与規則第二十六条ノ三の規定について、同令第二十七条及び第二十八条の規定によつては、同令第二十七条中「支給府」とあるのは、「郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条ニ規定スル郵便貯金銀行ヲ謂フ次条ニ於テ同ジ)」と、「前条」とあるのは、「郵便貯金銀行」とする。

附 則 (平成二六年三月三一日政令第七六号) **抄**

(施行期日)

1 この政令は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二六年五月二九日政令第一九五号) **抄**

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(平成二十六年五月三十日)から施行する。

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十六年五月三十日)から施行する。

第四条 この政令の施行前にこの政令による改正前のそれぞれの政令(次条において「旧政令」という。)の規定によつてした処分、手続その他他の行為であつて、この政令による改正後のそれぞれの政令(以下「この政令」といふ。)の規定に相当の規定によつてしたものとみなす。

にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

この政令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年六月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年四月一五日政令第一九九号) **抄**

(施行期日)

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

この政令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年六月一日)から施行する。

附 則 (令和四年二月一四日政令第四〇号) **抄**

(施行期日)

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

この政令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年六月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) **抄**

(施行期日)

1 この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

この政令は、行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

第一条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前